

# 新幹線沿線における屋外広告物規制が変わります

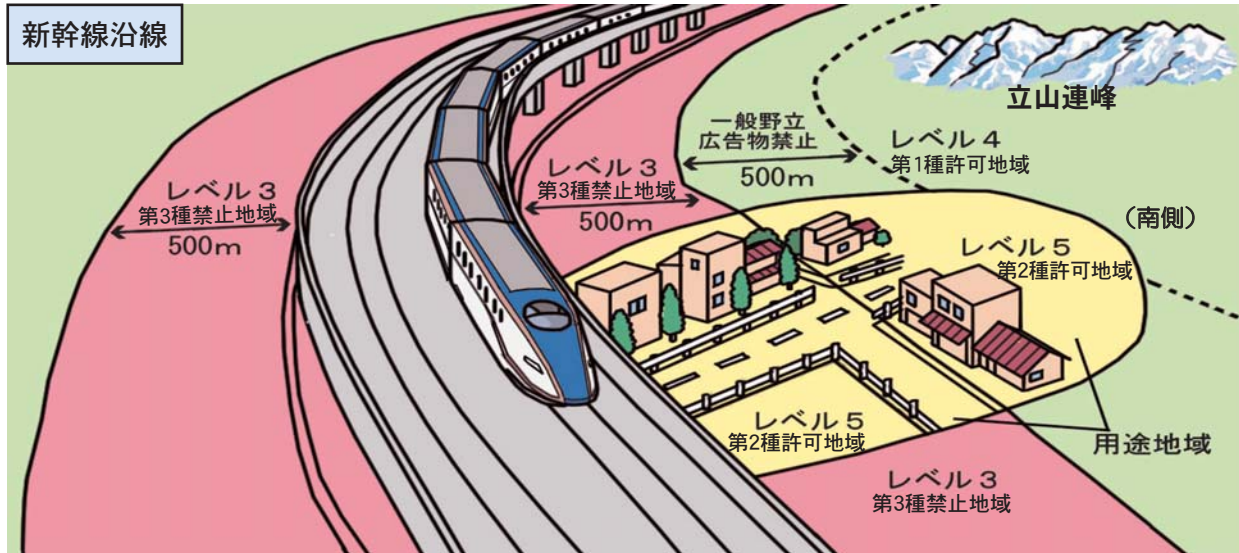
平成26年7月1日施行

## 規制の方針

新幹線の車窓から眺望できる立山連峰等の景観を保全する一方、駅前・市街地における賑わいある景観づくりとの調和にも配慮します。

## 1 規制の概要






- (1) 新幹線沿線両側 500m の範囲はレベル3 (第3種禁止地域) に変更します。
- (2) 新幹線沿線南側 500m~1,000mの範囲は一般広告物のうち野立広告 (案内誘導用を除く) を禁止します。
- (3) 市街地 (用途地域) 及び新幹線から展望できない地域は上記(1)、(2)の対象外です。



## 2 地域区分

- (1) 県内全域を地域特性に応じ5段階に区分し、規制内容に強弱をつけています。
- (2) 「自家広告物 (※自己の敷地・事業所等に自己の名称等を表示するもの)」は、全ての地域で設置が可能です。
- (3) 「一般広告物 (※「自家広告物」以外のもの)」は、許可地域でのみ設置が可能です。

強 ← 規制 → 弱

	レベル1 第1種禁止地域	レベル2 第2種禁止地域	レベル3 第3種禁止地域	レベル4 第1種許可地域	レベル5 第2種許可地域
	景観の保全上重要な地域	地域の良好な景観の保全を優先すべき地域	立山連峰等の眺望景観の保全を優先すべき地域	田園景観等に配慮すべき地域	景観と経済活動との調和に配慮すべき地域
地域区分等	 ●伝統的町並み景観の保全が重要な地域 ●自然景観等の保全が重要な地域	 ●住宅地にふさわしい良好な景観の保全が必要な地域 ●都市公園・緑地等 ●道路及び鉄道等のうち知事が指定する区間・区域	 ●住宅地にふさわしい良好な景観の保全が必要な地域 ●道路及び鉄道等のうち知事が指定する区間・区域 ○高速道路・新幹線とその両側500m以内 (用途地域を除く) ●港湾、駅前広場等のうち知事が指定する地域	 ●禁止地域、第2種許可地域以外の地域 (通常の許可地域)  ●一般広告物のうち「野立広告」は、国道・主要地方道・鉄道から100m、新幹線の南側では1,000m後退	 ●都市計画法の用途地域 (高速道路の両側500m以内及び禁止地域を除く)
自家広告	野立:H=4m 屋上:禁止 壁面:上端6m 敷地総量:10㎡ など	野立:H=6m 屋上:H=2m、建物高の1/2 壁面:壁面の1/5 敷地総量:20㎡ など	野立:H=8m 屋上:H=4m、建物高の1/2 壁面:壁面の1/5 敷地総量:30㎡ など	野立:H=10m、S=30㎡ 屋上:H=4m、建物高の1/2 壁面:壁面の1/5又は20㎡ 敷地総量:50~300㎡ など	野立:H=10m、S=50㎡ 屋上:H=4m、建物高の1/2 壁面:壁面の1/5又は30㎡ 敷地総量:100~500㎡ など
一般広告	禁止	禁止	禁止	野立:H=6m、S=20㎡ 屋上:(自家広告と同じ) 壁面:( " ) 敷地総量:30㎡ など	野立:H=8m、S=30㎡ 屋上:(自家広告と同じ) 壁面:( " ) 敷地総量:30㎡ など

## 3 経過措置

今回、レベル3 (第3種禁止地域) に変更されたことにより、許可基準に不適合となる場合は、変更された日から3年経過後に新しい基準を適用します。

許可を受けていたものについては、許可期間経過後に適用します。

## お問い合わせ

富山県土木部建築住宅課景観係 TEL:076(444)9661 又は市町村屋外広告物担当窓口まで  
※富山市内は「富山市屋外広告物条例」が適用になるため、許可基準等の内容が一部異なる場合があります。